

2026年度「りゅうぎん海外留学支援事業」(高校部門)
経済状況申告書

以下の質問は、「りゅうぎん海外留学支援事業」選考のために必要な情報です。ご提供いただいた情報は厳重に管理し、他の目的には使用いたしません。

本申告書は応募者の生計維持者が作成してください。

【生計維持者について】

- ・ 父母がいる場合は、原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。父又は母のみ(ひとり親)の場合は、原則、その人が「生計維持者」です。これらの場合、学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人(複数いるときは主な人)1名が「生計維持者」となります。
- ・ 父母が離婚しており、親権のない父または母と同居している場合は、父母両方を生計維持者と見なします。
- ・ 父母が離婚後に再婚していて同居している場合は、親権がない方(再婚相手)も生計維持者と見なします。再婚には事実婚も含まれます。
- ・ 父母が離婚後、共同親権となっている、または共同親権とする手続き中の場合は、父母(2名)が「生計維持者」となります。

1. 家族構成・生計維持者について

ひとり親家庭ですか? : はい いいえ

世帯人数 : _____名 生計維持者の人数 : _____名

応募者から見た生計維持者の続柄(例:父、母) : _____

2. 住宅状況

現在の住居形態 : 持ち家(家族所有を含む) 賃貸 その他(_____)

住宅ローンの有無 : あり なし

住居タイプ : 戸建て マンション 公営住宅 その他(_____)

裏面へ→

